

やいま石垣さんばしマーケット検証等トレンド調査業務委託 業務委託仕様書

1 業務名 やいま石垣さんばしマーケット検証等トレンド調査業務委託
(平成 29 年度沖縄振興特別推進交付金事業)

2 趣旨・目的

本市は、中心商業地及び市街地（まちなか）における観光及び商業活性化を図ることを趣旨として平成 26 年度に策定した行政計画「石垣まちなか活性化戦略プラン」を推進していくこととしている。

同プランのリーディングプロジェクトの一つである『やいま石垣さんばしマーケット』は、島の豊かさや素材の魅力に手軽に触れることができる空間の常設化を検討する取り組みである。その検証手法として実証実験やいま石垣さんばしマーケットを開催すること、また対象場所となる旧離島棧橋の賑わい創出による中心市街地の活性化に取り組んでいる。

本業務委託は、やいま石垣さんばしマーケットが目標とする島素材の活用、地産地消、島内での経済循環や観光客の購買ニーズ等について検証するため、やいま石垣さんばしマーケットでの状況を含め、市内で販売される特産品等のトレンドや地域商品開発にかかる調査を目的とする。このことによって、やいま石垣さんばしマーケット常設化の検討資料及び商業振興に繋がるよう取り組む。

3 委託業務の内容

3-1 特産品等トレンド調査

石垣市で開発される特産品等について、観光客等の現在の購買動向を把握するとともに、商品の種類、価格帯、パッケージデザイン等に対する評価・ニーズを把握・分析し、今後の特産品開発に活かすことができる情報としてとりまとめる。

(1) 市内主要販売施設等販売情報調査

空港売店、公設市場、お土産物販施設等において、取扱商品及び販売状況に関する聞き取り調査を実施し、現在の売れ筋商品の状況を把握する。

(2) 観光客購買動向調査：アンケート調査による購買実態分析

市内を訪れる観光客の実際の特産品等の購買状況を把握し、属性別の購買実態及び特産品に対する評価、今後の購買に繋がる消費ニーズ等を明らかにする。

○調査対象：国内・海外観光客

○目標サンプル数：国内客 200、海外観光客 200（アジア圏 100、欧米 100）

○調査内容：購買ニーズ、購買動機や理由等

(3) 一般消費者：WEB 調査による購買意向分析

市内を訪れる観光客の実際の特産品等の購買状況を把握し、属性別の購買実態及び特産品に対する評価、今後の購買に繋がる消費者トレンドや傾向を明らかにして、その社会的背景も分析する。

(4) 先行調査

地域特産品に関する購買動向、市場ニーズ等に関する統計データ、関連調査、先行事例等を収集分析し、今後の特産品開発の基礎資料とする。

3-2 地域商品開発力調査

石垣市における特産品等商品開発においては、個々の事業者における開発能力の向上、設備等の充実が必要であるが、その一方で、地域に賦存する商品開発に繋がる情報や設備等を共有、共同化することで、より効率的かつ経済的な商品開発を促進することができる。このため、市内の事業者を対象として商品開発プロセスごとの事業者分布、開発能力（人材、設備等）、開発実績等を調査し、活用可能なデータベースを作成する。

(1) 6次産業化等商品開発成功事例調査

特産品開発において、実績のある市内事業者を選定し、開発実績・開発プロセス・能力（自社内処理パート、生産形態やブランド力）、今後の開発能力向上の取り組み等を把握する。

○調査対象：6次産業化等認定事業者（実績を有するもの）3者程

○調査方法：調査員による聞き取り調査

(2) 市内製造関連事業者実態調査

市内の食品加工・製造・流通事業者を対象に、各事業者が保有する商品開発に関する能力（人材、設備、ノウハウ等）を把握し、地域商品開発力データベースを作成する。

○調査対象：市内食品加工・製造・流通事業者 150社程

※食料品製造業、飲料等製造業、運送業、飲食料卸売業等から抽出

○調査方法：郵送配布回収によるアンケート調査

(3) 島素材を活用した商品、メニュー等のブランディング方策調査

やいま石垣さんばしマーケット出展者の島素材の活用状況や方法をヒアリングして、島素材を活用した商品開発における課題、効果、消費者への訴求力などを調査する。併せて、市内で定期的に開催されている市やマーケットについても同様に調査する。

4 受託者の資格等

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 本仕様書の実施に記載する業務を遂行する能力を有するもの。

5 委託期間

契約の日から平成30年3月27日までとし、期間内に事業を完了すること。

6 成果品

(1) 上記3-1～3-2までを取りまとめた調査結果報告書：製本50部

(2) 上記(1)を図やイラストで要約したチラシ：200部

(3) 上記(1)、(2)を格納した電子データ：1部

7 委託予定額

¥3,000,000（税込み）

8 業務の適正な実施に関する事項

(1)市との調整

業務を遂行するに当たり、市との調整を行う責任者を明確にし、進捗状況等を適宜報告して調整を図ること。

①資料の提出及び説明等の協力について

本業務は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施するものであるため、交付金の適正執行を証明する資料の作成が必要となる。市から依頼があれば速やかに対応すること。

②その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに応じること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受託者は、本事業の業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを市が認めたときはこの限りでない。

(3) 個人情報の取扱

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、石垣市個人情報保護条例（平成 13 年 12 月 21 日条例第 24 号）、石垣市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 5 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4)守秘義務

受託者は、本事業の業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

(5)著作権

本業務により作成された成果に係る著作権は、委託者に帰属するものとする。本業務の中で使用する画像などで、既に他の者が所有権、著作権を持つものがある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とする。

9 協議

本仕様書に記載されていない事項については、市と受託者双方の協議により定めることとする。